

# 介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)

を利用して自立した生活を続けましょう！

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業といいます）とは、市町村区が主体で行う地域支援事業のひとつとして、地域の65歳以上の方々を対象にその人の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスなどを提供する事業です。

総合事業では、介護保険の要支援認定を受けた方や生活機能の低下がみられる人（事業対象者）が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上のすべての方が利用できる「**一般介護予防事業**」で構成されており、総合事業を通して高齢者の皆様の介護予防と日常生活の自立を支援します。

相談やお問合せは、介護保険課または  
担当の高齢者相談支援センターまで！



高齢者相談支援センター名	電話番号	担当校区
行橋高齢者相談支援センター	23-8222	中央三丁目、西宮市（三丁目を除く）、東大橋 大橋二・三丁目、宮市町、大字宮市、行事、大字行事
今元高齢者相談支援センター	22-1010	蓼島、金屋、今井、真菰、津留、元永、沓尾、長井、 中央一・二丁目、西宮市三丁目、大橋一丁目、 大字大橋、南大橋、門樋町、神田町
泉高齢者相談支援センター	23-6000	北泉、泉中央、西泉、南泉、東泉、大字羽根木、 大字草場
仲津高齢者相談支援センター	26-1180	馬場、辻垣、高瀬、道場寺、稲童、松原、東徳永、 袋迫
中京高齢者相談支援センター	23-5616	大野井、宝山、寺畔、流末、矢留、天生田、大字福原、 上検地、下検地、津積、西谷、大谷、前田、中川、 上稗田、下稗田
長峡高齢者相談支援センター	23-8236	長木、二塚、吉国、延永、草野、長音寺、上津熊、 中津熊、下津熊、前田ヶ丘、徳永、福丸、高来、入覚、 下崎、長尾、常松、須磨園、矢山

生活支援が必要な方へのサービスは、介護保険のサービスと総合事業のサービスがあります。どのような支援が必要なのか、利用する方の状態を確認して、介護保険のサービスか総合事業のサービスなのか選んでいきます。サービスの内容を詳しく聞くためにも、まずは各高齢者相談支援センターに訪問してもらいましょう。

## 行橋市にお住まいの方



お住まいの地域を担当する高齢者相談支援センターに相談します。

サービスの必要な方の身体状態、生活環境状況等をお聞きします  
(高齢者相談支援センターが訪問します)

介護保険サービスを利用したい  
(訪問介護・通所介護以外のサービスも必要  
又は明らかに要介護状態の場合)

必要なサービスが分からない  
又は訪問や通所のサービスが受けたい

要介護 (要支援) 認定申請をします

総合事業の申請をします  
基本チェックリスト・生活支援総合調査票を提出

介護認定審査会

要介護  
1～5

要支援  
1・2

非該当

総合事業の対象者となるか  
判定 (地域ケア会議) があります

事業対象者  
該当  
(生活機能の低下  
がみられた人)

非該当  
(自立した生活  
が送れる人)

ケアプランの作成  
(居宅介護支援事業所)

介護予防・生活支援サービス事業の  
ケアプランを作成  
(高齢者相談支援センター)

ホームヘルプサービス・  
デイサービスを  
希望の方はこちら

介護給付  
サービス  
を利用

介護予防給付  
サービスを利用  
(福祉用具貸与、  
通所リハビリテーション等)

介護予防・生活支援  
サービス事業を利用

一般介護予防事業  
を利用

介護予防・日常生活支援総合事業

# 行橋市の介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、高齢者が要介護状態となることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるように支援するサービスです。

対象者は、要支援1，2の認定を受けた方もしくは基本チェックリストに該当し生活機能の低下が認定された65歳以上の方（事業対象者）です。

## サービスの種類

介護予防・生活支援サービスの種類には、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他生活支援サービス」があります。

### 訪問型サービス

#### ◆自立支援型ホームヘルプサービス（予防訪問介護相当サービス）

- 【内 容】 介護保険の訪問介護と同様にホームヘルパーによる専門的な身体介護・生活援助が必要な方へのサービスです。（介護予防ケアマネジメントが必要）
- 【対象者】 要支援認定者
- 【利用者負担】 原則1割負担（介護給付サービスの負担割合と同じ）
- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 身体介護を含むサービス | 週1回程度（1,176円程度/月額） |
|             | 週2回程度（2,349円程度/月額） |
| 生活援助のみのサービス | 週1回程度（1,125円程度/月額） |
|             | 週2回程度（2,025円程度/月額） |



#### ◆軽度生活援助事業（訪問型サービスA）

- 【内 容】 生活援助員※が自宅を訪問して、簡易な生活援助（身体介護等専門的な支援を必要としない掃除、洗濯、買物等の支援）を行います。  
※1回60分以内、月10時間まで  
※行橋市独自研修を終了した方が訪問します
- 【対象者】 要支援認定者・事業対象者
- 【利用者負担】 200円/1回



#### ◆緊急時ホームヘルプサービス（訪問型サービスA）

- 【内 容】 一時的に身体介護・生活援助の必要な方を対象にホームヘルパーが自宅に訪問して、概ね3ヶ月程度の専門的な支援を行います。  
※週2回 対応可能 1回 45分～60分程度
- 【対象者】 事業対象者
- 【利用者負担】 生活援助中心（230円/1回）  
身体介護中心（400円/1回）

#### ◆専門職による訪問指導（訪問型サービスC）

- 【内 容】 生活機能が低下している高齢者に対し、リハビリ専門職や栄養士などが、自宅に訪問して、運動や口腔機能の向上、ADL・IADL・栄養の改善に向けた相談や指導等を行うことで機能の改善をはかり、以降の自立した生活へとつなげます。
- 【対象者】 要支援認定者、事業対象者
- 【利用者負担】 無料

## 通所型サービス

### ◆自立支援型デイサービス（予防通所相当サービス）

【内 容】 介護保険の通所介護事業所で、運動機能や認知機能の低下のある方、見守り等日常生活に支援が必要な方に対し、生活機能の維持・向上のための支援を行います。

※（介護予防ケアマネジメントが必要）

【対象者】 要支援認定者

【利用者負担】 原則1割負担（介護給付サービスの負担割合と同じ）

週1回程度の利用 （1,672円程度/月額）

週2回程度の利用 （3,428円程度/月額）

※利用するプログラム（運動器機能向上、口腔機能向上等）により別途費用が加算されます。

※食費、日常生活費は自費

### ◆活動支援型デイサービス事業（通所型サービスA）

【内 容】 社会交流の場を提供しながら、身体機能の維持・向上、生活行為の維持・向上、その他に閉じこもり予防、認知症予防等介護予防に必要な活動を行います。

※週1回程度利用

【対象者】 事業対象者

【利用者負担】 500円/1回（食事代、入浴代は実費）

### ◆短期集中通所型予防事業（通所型サービスC）

【内 容】 日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて、運動器の機能向上、日常生活動作や家事動作の改善等のプログラムを複合的に週2回、3ヶ月程度の短期間で実施するサービス。 同時にリハビリ職が自宅に訪問して指導を行います。

【対象者】 要支援認定者、事業対象者

【利用者負担】 400円/1回



## その他の生活支援サービス

### ◆食の自立支援事業：配食サービス

【内 容】 栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食サービスです。

【対象者】 要支援認定者、事業対象者

【利用者負担】 430円/1食（夕食のみ）





# 一般介護予防事業

介護保険課と高齢者相談支援センターでは、元気な方に対しても様々な事業を実施しています。自立した生活を続けるためにも講座に参加したり、地域で介護予防を取り組んでみませんか。行橋市にお住まいの全ての方を対象としています。



## ◆介護予防把握事業

閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し介護予防活動への参加に繋がります。

## ◆介護予防普及啓発事業

介護予防に関する講座・講演会を開催したり、パンフレットを配布して介護予防活動の重要性を周知します。

### 介護予防教室に参加しませんか！

<p>運動器疾患対策プログラム</p>	<p>膝痛・腰痛のある方、転倒経験者等を対象に、リハビリ専門職と健康運動指導士が運動や体の動き改善を指導します。 2回/週 3ヶ月間 (年2回実施) 問合せ：介護保険課</p>	
<p>認知症予防教室</p>	<p>①脳の健康楽習室 「くもんの脳の健康教室」教材を使用 1回/週 3ヶ月コース (年2回実施)</p> <p>②認知症地域支援プログラム 脳の健康度テストの実施と運動や栄養のプログラム 1回/週 3ヶ月コース (年3回実施)</p>	
<p>地域支援型介護予防教室</p>	<p>いきいきサロン、又は集まりの場が無い地域を対象に、地域での介護予防の取組のきっかけ作りを支援します。 1回/週、3ヶ月間、運動を中心とした口腔・認知症予防の複合プログラム 問合せ：各高齢者相談支援センター、介護保険課</p>	

## ◆地域介護予防活動支援事業

地域住民主体で行う介護予防活動の支援や介護予防サポーターを育成します。  
【出前講座の申込先】 介護保険課または担当校区の高齢者相談支援センター



<p>地域交流ステーション</p>	<p>地域の施設等の交流室やリハビリ室などで、週2回程度の運動等ができます。実施場所や開催日については、各高齢者相談支援センターにお問い合わせください。</p>
<p>介護予防出前講座</p>	<p>高齢者相談支援センターでは、高齢者の元気を支える講座を開催しています。地域のさまざまな活動場所へ出向いて、介護保険のことや、体力測定、体操教室、認知症予防についてなど介護予防のお手伝いをしますので、気軽にご相談下さい。</p>

## ◆地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが支援します。

# 行橋市独自の生活支援・保健福祉サービス

行橋市独自の在宅高齢者の生活を支えるサービスです。

## ◆緊急時における福祉用具貸与

【内容】 治療中の方で、主治医よりターミナル期と診断される方や退院後、病状が安定せず福祉用具を必要とする方等に対し、一時的に福祉用具を利用することで、在宅生活を支援します。

【対象者】 事業対象者

【利用者負担】 1割負担



## ◆在宅高齢者ショートステイ事業

【内容】 日常生活を援助している方が疾病、冠婚葬祭、出張、旅行、学校等の公的行事への参加その他やむを得ない理由等により、一時的に日常生活の援助を受けることが困難となった方を泊り機能のある施設で支援します。

【対象者】 事業対象者

【利用者負担】 1000円/1日（1回）

## ◆高齢者生活支援事業

【内容】 要介護認定を受けておらず、かつ、転倒の危険性がある高齢者がいる市県民税非課税世帯の方に対し、手すりの設置・段差解消・福祉用具の購入など支援します。  
※支給限度額 75,000円

【対象者】 事業対象者

【利用者負担】 1割負担

## ◆高齢者福祉電話貸与サービス

【内容】 電話を取り付けていない一人暮らしの高齢者等の孤独感の解消及び安否確認等を目的として電話を貸与するサービスです。

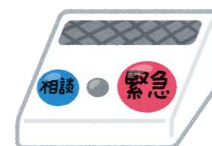
【利用料】 通話料利用者負担。

## ◆緊急通報システム設置サービス

【内容】 一人暮らし高齢者等の緊急時の対応を目的として、ボタン1つでオペレーションセンターへ通報できる装置を設置するサービス。また、緊急通報装置を設置した利用者に月1回程度の電話による安否確認も行います。

【対象者】 単身高齢者及び高齢者夫婦世帯で、健康等に不安があり、緊急時の連絡手段の確保が困難な高齢者。

【利用料】 330円/月



## ◆日常生活用具給付事業

【内容】 要介護認定者も含めた虚弱高齢者等を対象に、電磁調理器等の介護保険給付対象品目以外の日常生活用具の給付を行うサービスです。

※対象品目 ①火災報知器 ②自動消火器 ③電磁調理器

【対象者】 65歳以上で防火等の配慮が必要な、低所得のねたきり、ひとり暮らし高齢者

【利用料】 前年度所得税に応じ負担料あり。

## ◆介護用品購入費支給事業

【対象者】 要介護認定4または5に認定された高齢者を在宅で介護している家族（市県民税非課税世帯）の経済的負担軽減として介護用品購入費用を支給します。

【支給額】 1人につき、年額75,000円（月額6,250円）まで

【対象用品】 紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋、口腔ケア用品など

※介護用品の購入場所は、市内の登録薬局となります。